

1 いじめの定義と いじめ防止対策の基本的な方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つ。

いじめ防止対策等の基本的な方針

- ① 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ② 「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」と強く認識する。
- ③ 「いじめをしない、させない、許さない」という信念をもつ。

この方針を軸に、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組んでいく。また、流山市教育委員会や関係機関等と連携して、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

2 いじめ防止等の対策組織

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップをもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、教職員全体で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

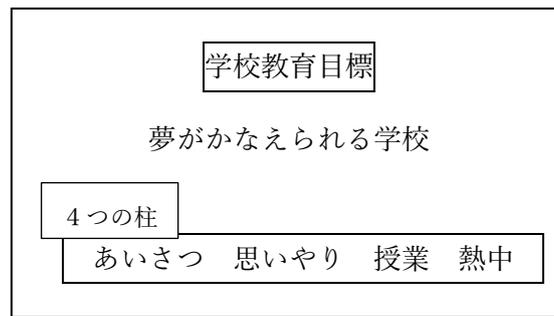
（2）組織の役割

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う役割。
- ・ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る役割。
- ・ いじめ等に対する組織的対応の中核としての役割。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割。

（3）組織の構成員

校長及び教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任・学年主任・特別支援コーディネーターから構成し、随時状況に応じて柔軟に関係職員が参加することとする。（事案が部活時の場合、顧問が参加等）

3 いじめ防止等の取り組み



「夢を実現する心」を育むために「あいさつ」から始まる関わりをつくり、自他を大切にできる「思いやり」をもてるような教育を推進していく。また、「夢を実現する力」を養うためにねらいを明確にした、わかる「授業」づくりを進め、自らが「熱中」して打ち込めるものを見つけ、努力できる教育を推進していく。明るくさわやかな学校生活が送れるよう、「いじめゼロ」を目指して全校で組織的に取り組む。

- (1) 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- (2) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

4 いじめの早期発見、早期対応の在り方、解消の判断方法

- (1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こるため、教師は、生徒の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、人間関係や生活の様子に注視し、互いに密に連携して早期発見に努める。
- (2) 生活記録日誌への生徒の記述に目を通し、いじめの把握に努める。
- (3) 心の天気を活用し、生徒の心の動きをとらえて心配な生徒に声かけをする。
- (4) いじめ調査を行う。定期調査として、委員会からの調査、学校での「学校生活アンケート」を活用して行う。全校で集約し、いじめの疑いがある場合は各担任で実態について調査し、具体的な改善策を立てて、組織的に早期対応を進める。いじめの情報が得られた場合、速やかに管理職まで報告し、いじめ防止対策委員会を開き、対応策を協議し、対応に当たる。また、調査に用いたアンケート用紙については、翌年度の4月1日から起算して原則5年間保管する。

(5) いじめの解消

以下の2つの要件を満たされた場合にいじめが解消している状態とする。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間続いていること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

解消にあたっては、被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。

(6) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。また、相談しやすい環境を整えるため、全教員が各学年の生徒に関わりを持つ機会を増やす。

また、学校内外の相談窓口を周知する。

| | | |
|-------------|--|--|
| 学 校 内 | 担任、養護教諭、教頭、スクールカウンセラー 保健室前に「相談箱」を設置し、年間を通して生徒からの相談を受ける。 | |
| 学 校 外 | 相談場所 | 連絡先 |
| | 流山市小中学生専用なやみホットライン | 04-7150-8055 hotline@city.nagareyama.chiba.jp |
| | 流山市青少年センター | 04-7158-7830 |
| | 流山市教育委員会教育研究企画室 | 04-7159-8390 |
| | 流山市教育委員会いじめ防止相談対策室 | 04-7157-1683 |
| | 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| | 千葉県子どもと親のサポートセンター | 0120-415-446 |
| | 千葉県こころの電話相談 | 043-263-3893 |
| | 子どもの人権110番 | 0120-007-110 |
| | 千葉県ヤングテレホン*県警少年相談窓口 | 0120-783-497 |
| | ライトハウスちば | 043-420-8066 |
| | チャイルドライン | 0120-99-7777 |
| | 千葉いのちの電話 | 043-227-3900 |

(7) いじめに対する措置

- ・いじめは「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」は加害者と同様に、いじめに加担していることと留意する。
- ・いじめの情報をつかんだ場合、個別に面談を行うなどして、すみやかに事実の有無を確認する。
(学校生活アンケート等を活用)
- ・いじめの事実が確認された場合、そのいじめ行為をやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導（具体的な記録を取って事実確認を行い、いじめに至る背景や心情の理解をする、いじめは絶対に許されないことの再確認）とその保護者への報告・助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。
- ・状況に応じて教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関と連携し対応する。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。
- ・教育活動の中で児童に個人情報の取り扱い方やインターネット、SNSの活用の仕方についての知識を身に付けさせる機会を設ける。

5 生徒指導体制

- ・いじめの早期発見、防止のために週1回程度の生徒指導部会での情報交換を行い、共通理解を図った上で多角的に確認する。
- ・いじめ事案解決に当たっては、担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応を行う。
- ・いじめの発見、通告を受けた際には、以下の報告手順に従い、いつ、どこで、誰が、何を、どのよ

うに等を速やかに情報共有する。

発見者（担任、副担任、部活動顧問等）→学年主任→生徒指導主任→管理職

- ・いじめ防止対策委員会によるいじめ事案への対応を行う。

6 重大事案への対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。教育委員会と協議の上、事案についていじめ防止対策委員会を開き対応する。

7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進

- ・外部講師（スクールロイヤー等）を招きたいじめに関しての研修を位置づけ、計画的、組織的に研修を行う。
- ・生徒指導の校外研修で学んだことを発信し、全職員でいじめ防止に取り組む。
- ・教職員は、自らの不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する可能性を理解する。
- ・生徒の自己有用感を高めるような授業作り、生徒会活動、部活指導に努める。

8 その他

- ・家庭・地域との連携を図るため、学校基本方針等について学校便りやHP等を通して周知し、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- ・学校評価アンケートでいじめに関する評価を保護者、生徒、教職員が行う。

9. 年間指導計画

| | 職員 | 早期発見・防止対策 |
|-------------|--|---|
| 1 学 期 | 学校いじめ対策組織の設置 いじめに関する研修（職員会議） いじめ防止対策委員の開催 生徒指導部会での情報共有 校内研修会 授業評価の校内研究会 | 新しい人間関係構築を目的にグループワーク 夢がかなえられる学校(通年) スタンドバイアプリの周知 相談窓口の周知 学校生活調査アンケート 教育相談（面談） 生活記録日誌による担任と生徒のメッセージ交換 心の天気活用 学級のルール作り 学校全体への生活のルールや情報モラル、いじめ防止の集会 いじめ防止対策授業 「STANDBY」（1年生） 自分を大切にす授業 生徒会活動「思いやり」 いじめ調査アンケート WebQ-U実施・分析 夏休み指導の一環で、情報モラルの向上を図る。 |
| 8 月 | 生徒指導部による情報収集 2学期の体制準備 | 部活動による人間関係の把握 教育相談（面談） |

| | | |
|-------------|---|---|
| 2 学 期 | 生徒指導部会での情報共有 夏休み明け生徒の変化に気づく (職員会議) いじめ研修 (職員) 校内研究会 | 学校生活調査アンケート 生活記録日誌による担任と生徒のメッセージ交換 心の天気活用 教育相談 (面談) いじめ調査アンケート WebQ-U実施・分析 冬休み指導の一環で、情報モラルの向上を図る。 |
| 3 学 期 | 生徒指導部会での情報共有 校内研究会 本年度のまとめと次年度の課題検 討 (いじめ基本方針の見直し) 小学校との情報交換・引き継ぎ | 学校生活調査アンケート 生活記録日誌による担任と生徒のメッセージ交換 心の天気活用 |